全Ｌ協保安・業務Ｇ８第１７７号
令和８年１０月２９日

正　会　員　各　位

（一社）全国ＬＰガス協会

国の審議会等における資料等について（お知らせ）

標記審議会が下記のとおり開催され、同省のホームページにその資料が掲載されましたので、お知らせいたします。

なお、誠に恐縮ではございますが、本資料につきましては容量が大きいことから添付しておりませんので、下記ホームページよりご確認くださいますようよろしくお願いいたします。

記

〇総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会
液化石油ガス流通ワーキンググループ（第１５回）：令和８年１０月１５日

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiyu_gas/ekika_sekiyu/015.html

〔主な概要等〕

資源エネルギー庁（以下、「エネ庁」）において、改正省令の基準明確化に関する議論が行われました。

会合では、「正常な商慣習」の水準（案）及びＬＰガス事業者の切替え制限に係る整理について討議が行われ、前回ＷＧに示された案を修正し、オーナー等への利益供与を原則として認めないとするエネ庁の案を踏まえ、通達・ガイドライン案を作成し、パブリックコメント（意見公募）を実施することが提案されました。

戸建ての一般消費者に対する利益供与の上限額を２万円とする点、利益供与に関する取決めの期間（２年間を超える場合は２年間）の算定方法、及びＬＰガス商慣行通報フォームにおける通報者の実名・匿名の取扱いについては、引き続き検討すべき課題が残るものの、本日示された具体化に向けた意見を反映することを条件として、全委員の了承が得られました。

当協会からは、委員として髙橋流通委員長が、オブザーバーとして村田専務理事が出席し、以下のとおり発言を行いました。

【髙橋委員および村田オブザーバーの主な発言】

１. 髙橋委員

今回の利益供与に関する整理については、明確な基準が示され、ＬＰガス業界として評価できるのではないか。制度の実効性確保に向けては、大手販売事業者が率先して適正な取引を行うとともに、販売事業者同士が目を配り、業界全体で適正化を進めることが重要である。一方で行政が「ＬＰガス商慣行通報フォーム」を活用し、逸脱した行為に対して立入検査や行政指導などを徹底していただきたい。

オーナーに対する利益供与で、お中元・お歳暮は社会通念上の範囲で認めるということであるが、その範囲を極端に逸脱した行為も出てくることも考えられる。併せて行政のチェック体制を強化し、逸脱した行為に対しては実効性のある現地指導や具体的な改善命令などの厳正な処置を実施いただきたい。通報する販売事業者も曖昧な情報ではなく、できる限り事業者名を明らかにし、写真などの証拠をそろえて提出する必要がある。

２．村田オブザーバー

長年の議論を経て「正常な商慣習」の水準が整理されたことは評価したい。一方、今後は制度を実際に機能させ、実効性を確保することが最も重要である。そのためには、行政だけでなく、ＬＰガス業界、不動産関係者、消費者団体など、全ての関係者が問題意識を共有し、現場の情報を行政へ積極的に提供する仕組みが必要である。国土交通省をはじめとする関係省庁との連携強化も重要であり、実際の立入検査や指導事例について情報共有を進めることが望まれる。

今回の「正常な商慣習」の水準整理は示めされたロードマップの第一段階であり、今後、通達・ガイドラインへの反映やパブリックコメント（意見公募）等を通じて寄せられる疑問・意見に丁寧に対応し、制度内容を明確化して規制の実効性を高める必要がある。

以　上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ　森、岩田、今市